



ミツバチの飼育届の案内について

養蜂振興法及び長崎県養蜂振興法施行細則の規定に基づき、蜜蜂を飼育している方（農作物の受粉のために飼育する場合は届出不用です）は、毎年、県知事に蜜蜂飼育届を提出することとなっています。

つきましては、町内で蜜蜂を飼育されている方は、下記の期日までに飼育届の提出をお願いいたします。

飼育届の様式は、役場産業振興課窓口にて配布いたします。
様式は、長崎県のHPにも掲載されています。

ホーム>分類で探す>しごと・産業>農業>特用家畜（養蜂・馬等）に関する情報>養蜂振興法>養蜂振興法に係る届出・許可について

■飼育届の提出期限 令和4年10月14日（金）

■飼育届の提出先 産業振興課 農林係

■届出対象飼育期間

令和5年1月1日～令和5年12月31日までの分

